

遠賀南中学校 いじめ防止基本方針

1 遠賀南中学校いじめ防止基本方針策定の目的

「遠賀町いじめ防止基本方針」に則り、いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうるという危機意識を全教職員が持ち、本校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組を組織的且つ意図的・計画的に実施するために、「遠賀南中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 遠賀南中学校いじめ防止基本方針の内容

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的には、次の事項と考える。

<心理的な影響を与える行為>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
- ・仲間外れや集団による無視をする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせる。
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする。等

<物理的な攻撃を与える行為>

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等の身体的攻撃をする。
- ・金品をたかる、金品を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする。等

生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることを配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していく。また、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対しても適切に対応していく。

(2) いじめ・不登校対策委員会の設置

① 構成員

組織の名称		遠賀南中学校いじめ・不登校対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		教頭	—	—
		主幹教諭	教務	—
		教諭	生徒指導部	生徒指導主事
		教諭	生徒指導部	補導
		養護教諭	保健安全部	—
		教諭	特別支援教育	特別支援教育コーディネーター
		教諭		学年主任
	外部専門家等	スクールカウンセラー	—	—
		教育相談員・指導主事	—	—

※ いじめ・不登校対策委員会は、原則として月1回開催する。生徒指導部会も月1回開催する。

※ その他、必要な外部専門家等については、適宜委員会への参加を校長が依頼する。

② 役割

ア. 年間計画の作成

イ. いじめ問題の相談・通報の窓口

ウ. いじめ問題に関する情報の収集・記録

エ. いじめの判断、対応策の決定

オ. いじめの防止等の取組に係る校内等における指導の検証、改善

(3) 地域・関係機関との連携

① 遠賀町教育委員会との連携によるいじめ問題等に関する情報交換

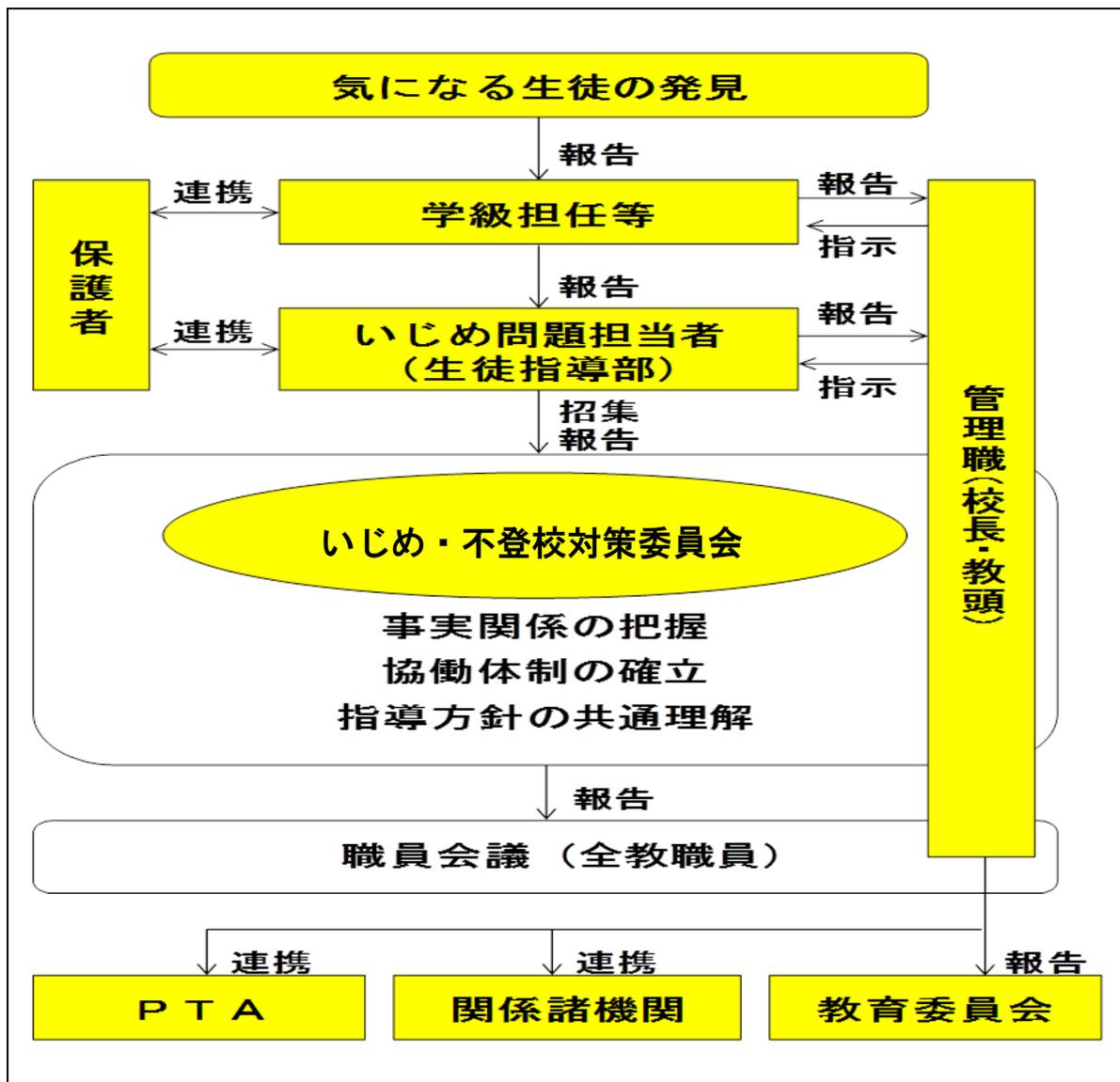
② 校区内小学校との連携による定期的な連絡協議会の開催

③ 折尾警察署との定期連絡及び事象への相談及び通報等

④ P T A ・ 地域（区長、公民館長等）との連携によるいじめ問題等に関する情報交換

(4) 報告体制

いじめの被害に遭っている生徒を発見した場合は、下図の体制により報告することとする。



(5) 教員研修

- ① 「遠賀南中学校いじめ防止基本方針」に関する教職員の共通理解を図る研修の実施
- ② 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」活用による生徒に対する対応の在り方に関する研修
- ③ 生徒理解のための研修（特別支援教育の視点に立った生徒理解の研修を含む。）
- ④ 「ネット上のいじめ」に関する研修
- ⑤ スクールカウンセラー等を招聘した、いじめ問題の対処等に関する研修

(6) いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組

① いじめの防止の取組

ア、「人権が尊重される授業づくり 10 の視点」を基調とした授業づくりに努める。

※学習活動の中で、「自己決定」したり「共感的理解」が図られたり「自己存在感」を味わわせたりする場を設ける。

イ. 特別活動（学級活動）等において、社会性の育成に向けた学習（SEL-8S、ピアサポート）や感情をコントロールしながら適切な表現方法を学ぶ学習（ストレスマネジメント）等の活動を計画的に位置付ける。

ウ. 総合的な学習の時間等で望ましい人格形成を意図した「奉仕活動・体験活動」を充実する。

エ. 道徳教育や人権学習等で個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる。

オ. 生徒の「絆づくり」に向け、生徒会活動を核とした異年齢集団による体験活動を充実する。

② いじめの早期発見の取組

ア. 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」等を活用した日常的な様相観察

イ. 月1回の「いじめに特化したアンケート」又は、「生活アンケート」の実施

ウ. 「生活アンケート」に基づく、学期1回の全生徒を対象とした教育相談週間の実施

エ. 相談ポストの設置及び投函内容に応じた個別相談等の実施

オ. 「家庭向けリーフレット」や「家庭用チェックリスト」、学校通信等を活用した家庭と連携した
いじめの早期発見の取組の実施

カ. ア～オに関する年間指導計画の作成

③ いじめへの対処への取組

ア. いじめに関する基本姿勢

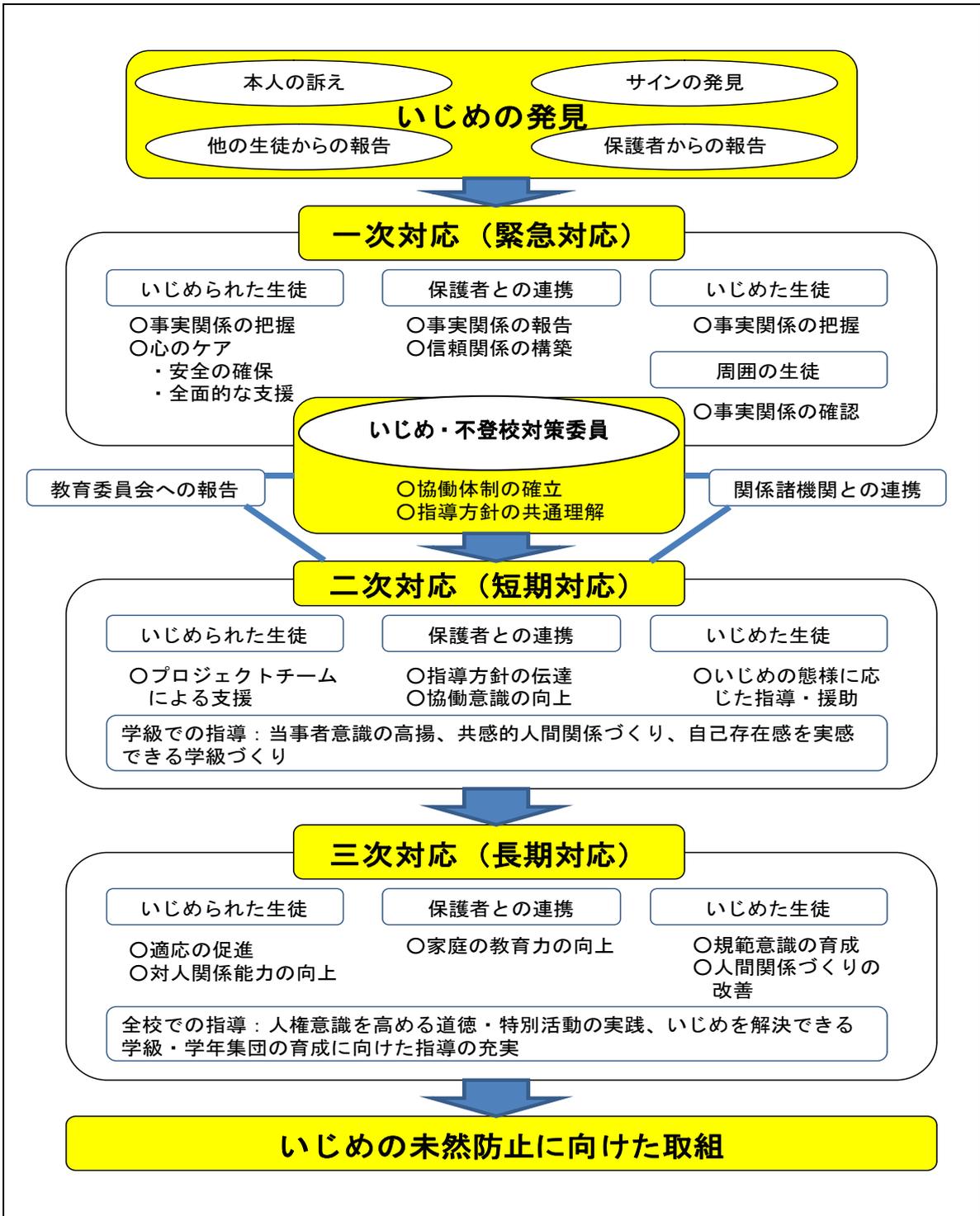
○ 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つ。

○ 「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識をもつ。

○ 「いじめられている子を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

イ. 一次・二次・三次対応図

いじめが発生した際、次図のように、一次対応（緊急対応）、二次対応（短期対応）、三次対応（長期対応）の段階に分けて対応することとする。



ウ. 重大事案への対処

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについて、教育的な配慮や被害者の意向を勘案し、早期に遠賀町教育委員会、警察等に相談・通報し、連携を図った対応をとる。

(7) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- ①特別活動（学級活動）等における情報モラル教育の実施
- ②保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施
- ③インターネット上のいじめに対処する体制の整備

(8) 教育相談体制

- ①スクールカウンセラーによる生徒、保護者、担任等教職員に対する教育相談の実施
- ②養護教諭による生徒に対する教育相談の実施
- ③保護者に対する「子どもホットライン24」の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- ①PTA常置委員会等におけるいじめ問題に関する研修会（成人教育講演会）等の実施
- ②「家庭向けリーフレット」や「家庭用チェックリスト」、学校通信等を活用したいじめ防止に関する啓発

(10) 取組状況の評価

毎学期末にいじめの防止等の取組に係る評価及び取組内容の改善策等についての協議の実施

(11) 学校評価・教員評価

学校の自己評価にいじめの防止等の取組に関する項目を掲げ、教職員等によるアンケート調査を実施し、「遠賀南中学校いじめ防止基本方針」の改善を図る。

(12) 性的少数者等への対応について

性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(13) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

参考資料

- ・「いじめ防止対策推進法」
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」
- ・「いじめのない学校づくり『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A」
- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引」
- ・「福岡県いじめ防止基本方針」
- ・「遠賀町いじめ防止基本方針」